

2012年5月19日移民政策学会ミニシンポ

「在留カード」導入前に無国籍問題について考える

日本における無国籍者の類型

The Classification of Stateless Persons in Japan

国立民族学博物館 陳天璽

CHEN Tien-shi (National Museum of Ethnology)

キーワード：無国籍、在留資格、国籍認定

1 無国籍者とは

国籍は、国家と個人の法的な紐帯である。国籍を有する者はその国の構成員、つまり国民とみなされる。一方、無国籍者は、国籍を持たず、いずれの国とも法的な繋がりを持っていない。そのため、無国籍者は、どの国にも国民と認められておらず、また国民としての権利と義務を有していない。

無国籍となる原因は、国々の情勢、個々人の経歴によって異なっている。ソ連や旧ユーゴなどのように、国家の崩壊、領土の所有権の変動によって無国籍になった人もいれば、国際結婚や移住の末、国々の国籍法の隙間に落ち無国籍状態となった子どもたちもいる。ほかにも、民族的な差別、行政手続きの不備など、無国籍が発生する原因は多岐に及ぶ。

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の推計によれば、現在、世界には無国籍者が 1,200 万人いるとみられている (UNHCR, 2006)。また、身分証明書と実態の齟齬も生じている。たとえば、パスポートや ID カードになんらかの国籍が記載されていても、それが有効に機能していない場合、事実上無国籍者とみなすことができる。

2 日本の無国籍者の類型

日本にも無国籍は存在する。2010 年末、外国人登録の統計において、国籍欄に「無国籍」と明記されている人の総数は 1,234 人となっている (表 1)。

(表 1) 地域別外国人登録の推移 (各年末現在)

地域	1999	2003	2005	2010
総数	1,556,113	1,915,030	2,011,555	2,134,151
アジア	1,160,643	1,422,979	1,483,985	1,581,459
南米	278,209	343,635	376,348	300,142
北米	54,882	63,271	65,029	64,653
ヨーロッパ	41,659	57,163	58,351	50,975
オセアニア	11,159	16,076	15,606	13,548
アフリカ	7,458	10,060	10,471	12,130
無国籍 Stateless	2,103	1,846	1,765	1,234

出所：『在留外国人統計』財団法人入管協会より筆者作成。

一方、外国人登録において某国の国籍と明記されていながら、その国の国籍を持たない人びと、いわゆる事実上の無国籍者が存在していることもインタビュー調査などを通し明らかになってきた。本発表では、こうした人々も広義的に無国籍者にとらえ、以下のように、5つの類型に分け報告する。

(1)「未登録者」

国、法律によってその存在を認知されていない者を指す。遺棄された子、親が非正規滞在のため公的機関との接触を回避、もしくはなんらかの理由により子の出生登録をしていないなど、法的に存在を確認することができない人びとがこの類型に該当する。存在を確認することができないため、様々な困難に直面する。

(2)「非正規滞在・無国籍者」

在留資格がなく、また国籍もないケース。在留資格がないことから、移動、就労、医療などあらゆる面で窮地に置かれる。無国籍のため、強制送還が困難である。

(3)「非正規滞在・国籍未認定者」

在留資格がなく、国籍も正確に認定されていないケース。身分証明書上の国籍が実態と適合していないため強制送還の際に、問題が発生する。

(4)「正規滞在・国籍未認定者」

在留資格を有し、身分証明書上に国籍が記入されているが、その国籍国には国民として認知されていない場合がこれにあたる。正規滞在する難民の二世、また、日本に生まれた移民の二世など、出生届を日本のみ提出し本国に提出していないケースがこれに該当する。パスポート取得やアイデンティティ確立の際に問題となる。

(5)「正規滞在・無国籍者」

無国籍者として登録され、かつ在留資格を有しているケース。日本が承認しない国・地域の出身者、国家の崩壊や国際関係の変動により無国籍となったケースが含まれる。在留資格を有していることから、医療、移動、就職など法的には問題はないが、無国籍に対する社会的な認知が低いために誤解・差別などがある。

3. 認定システムの導入と、類型に則した対応

無国籍と言ってもその内実は多岐にわたる。身分証に記載される国籍は、届け出や窓口の担当者の判断に任されている。そのため、実態に則さず事実上の無国籍者が発生することもある。国籍・無国籍の認定システムを確立するほか、類型に則した適切な対応が求められる。また、「在留カード」導入後は、いまのところ第2、第3の類型に属する人々が、今後は第1類型の未登録者となる可能性が高い。その場合、実態を把握することがより困難になるであろう。出生しても届け出を出さないなど無国籍状態に置かれる子どもなど事実上の無国籍者がさらに増加することが予測される。

参考文献：

陳天璽・近藤敦・小森宏美・佐々木てる編『越境とアイデンティフィケーション』新曜社、2011年。

陳天璽編『忘れられた人びと 日本の「無国籍」者』明石書店、2010年。